

出生届に関連する主な手続き

●各手続きを代理人の方が行う場合、下記の「必要なもの」以外に委任状や本人確認書類などが必要

令和8年4月1日 阪南市役所市民部市民課作成

下記にあてはまる方は世帯にいますか？あてはまる手続きをご自身で確認してください

分類	該当	完了	対 象 者	手 続 き	必要なもの	担当課
住民登録等			阪南市役所に出生届を提出した方	☐ 母子健康手帳への出生証明	☐ 母子健康手帳	<1階 ①③④⑤> 市民課
			個人番号通知書が送付される前に生まれた子どもの個人番号を知りたい方	☐ 住民票交付請求	☐ 本人確認書類(運転免許証等) ※世帯が別の方はお問い合わせください。	
			戸籍について相談したい方	☐ 認知届、婚姻届など	※詳しくは担当課へお問い合わせください。	
国民健康保険・国民年金			生まれた子どもが国民健康保険に加入する場合	☐ 国民健康保険の加入	☐ 本人確認書類(運転免許証等)	<1階⑰> 保険年金課
			生まれた子どもの父母が障害基礎年金を受給している場合	☐ 障害給付加算額・加給年金額加算開始事由該当届	☐ 年金手帳(基礎年金番号通知書) ☐ 戸籍謄本 ☐ 個人番号が確認できるもの	
			国民年金第1号被保険者が出産し、国民年金の産前産後免除理由に該当する方	☐ 産前産後免除該当届 ※国民年金第1号被保険者について、出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間(双子の場合は出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間)の保険料が免除されます。 ※出産予定日の6か月前から届出が可能です。	☐ マイナンバーカード又は年金手帳(基礎年金番号通知書) ☐ 母子健康手帳	
			出産された方が国民健康保険に加入している場合	☐ 産前産後保険料免除に係る届出 ※出産(予定)日の属する月の前月から4か月間(多胎妊娠の場合は出産(予定)日の属する月の3か月前から6か月間)の保険料が免除されます。 ※出産予定日の6か月前から届出が可能です。	☐ 国民健康保険資格確認書又は資格情報のお知らせ ☐ 母子健康手帳	
子ども関係			阪南市に住民登録のある新生児と同一世帯の方	☐ 市指定可燃ごみ袋配布補助申請	※詳しくは担当課へお問い合わせください。	<1階⑪> こども支援課
			児童手当を認定請求する方	☐ 児童手当認定請求 ☐ 児童手当額改定届	☐ 本人確認書類(運転免許証等) ☐ マイナンバーカード ☐ 請求者名義の預金通帳	
			子ども医療証を交付申請する方	☐ 子ども医療証交付申請	☐ 子どもの健康保険資格情報の確認できるもの ※詳しくは担当課へお問い合わせください。	
			未熟児養育医療を申請する方	☐ 未熟児養育医療申請	※詳しくは担当課へお問い合わせください。	
			出産された方	☐ 新生児記録票		
			未婚で子どもを出産した方	☐ 児童扶養手当		
				☐ ひとり親家庭医療		
			子どもを保育所・認定こども園等に入園所させることを希望している方	☐ 入所相談・手続き	※詳しくは担当課へお問い合わせください。	<1階⑩> こども政策課
			幼稚園・保育所・認定こども園等に在籍している子どもがいる方	☐ 支給認定証の変更等	※詳しくは担当課へお問い合わせください。	

出生届を提出される方へ

出生届

お子さまが生まれた日を含めて14日以内に届出してください。

【届出に必要なもの】

- ①出生届と出生証明書
- ②母子健康手帳

届書の記載内容に誤りがある場合は、後日に改めてご来庁いただく場合があります。

※戸籍の記載について

- 届出による戸籍に記載が完了するまで、本籍地と届出地が阪南市の場合で概ね1週間かかります。
- 上記以外の場合は、戸籍の記載に1週間以上かかることがあります。

阪南市役所

〒599-0292
大阪府阪南市尾崎町35番地の1

〔代表電話番号〕072-471-5678

〔窓口開庁時間〕午前8時45分から午後5時15分まで

（土・日・祝日・年末年始はお休みです。）

★★あてはまる手続きをご自身で必ず確認してください

手続きチェックシート

出生

忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所での手続きに際して本人確認をいたしますので、本人確認書類（原本）の提示をお願いします。

【1点で本人確認できるもの】

官公署が発行した顔写真付きの身分証明書（有効期間内のものに限る）（例：マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳など）

【確認に2点が必要なもの】

（例：健康保険資格確認書、介護保険被保険者証、年金手帳、学生証など）

※代理人の方が手続きするときは

- ①代理人の方について本人確認をいたします。
- ②手続きできるかどうか、手続きの対象となる方の関係や委任状等により確認します。
- ③番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方の個人番号をご提示していただきます。

関連する手続きについては内側をご覧ください